

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成17年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年6月27日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	
計	531,664,337	同左		

(注) 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年8月5日(注)	174,008,969	531,664,337		37,519	78,158	157,501

(注) ミノルタ株との経営統合による株式交換の実施に伴う新株発行によるものであります。(交換比率1:0.621)
資本金組入額 0円

(4) 【所有者別状況】

平成17年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)		120	73	459	435	11	27,907	29,005	
所有株式数 (単元)		487,153	16,175	38,481	386,428	24	127,755	1,056,016	
所有株式数 の割合(%)		46.13	1.53	3.65	36.59	0.00	12.10	100.0	

- (注) 1 自己株式719,416株は「個人その他」の欄に1,438単元及び「単元未満株式の状況」の欄に416株含めて記載しております。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ330単元及び57株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成17年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	43,398	8.16
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	42,052	7.91
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, England (東京都中央区日本橋兜町6-7)	20,212	3.80
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	17,794	3.35
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	P.O. Box 351 Boston, Massachusetts 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	12,333	2.32
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	12,009	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (三井アセット信託銀行再信託分・株 式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,875	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (退職給付信託U F J銀行口)	東京都港区浜松町2-11-3	10,801	2.03
大同生命保険株式会社 (常任代理人日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市西区江戸堀1-2-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	9,040	1.70
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	8,562	1.61
計		188,079	35.38

- (注) 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の報告義務発生日はフィデリティ投信株式会社：平成17年2月28日、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(共同保有)：平成17年3月31日、モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(共同保有)：平成16年11月30日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等の保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1	20,866	3.92
キャピタル・リサーチ・アンド・ マネージメント・カンパニー(共同保有)	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	18,607	3.50
モルガン・スタンレー・ジャパン・ リミテッド(共同保有)	P.O. Box 309, Ugland House South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	11,832	2.23

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 719,000		
	(相互保有株式) 普通株式 6,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 527,282,500	1,054,565	
単元未満株式	普通株式 3,656,337		1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	531,664,337		
総株主の議決権		1,054,565	

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に165,000株(議決権330個)、「単元未満株式」欄の普通株式に57株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式	416株
相互保有株式	シナノカメラ工業(株) 210株

【自己株式等】

平成17年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) コニカミノルタホール ディングス(株)	東京都千代田区丸の内 1 6 1	719,000		719,000	0.14
(相互保有株式) シナノカメラ工業(株)	長野県松本市寿北 3 - 7 - 2 4	6,500		6,500	0.00
計		725,500		725,500	0.14

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が500株あります。

なお、当該株式数は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが平成17年6月24日開催の当社定時株主総会において決議されました。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役 計26名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	225,000株を上限とする。 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500(1株当たり1) (注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年6月25日～平成37年6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役または執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。 前記にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えた場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の全個数または一部個数を行使することができる。 但し、各新株予約権1個あたりの一部行使は認められない。 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円とする。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割または併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元につきましては、連結業績の進展状況と配当性向及び将来の事業拡大のための内部留保の充実などを総合的に勘案しながら、安定的な配当を継続することを中長期的な基本方針としております。

安定配当の観点からはこれまで継続してまいりました1株につき年10円を目安におき、また成長配当の観点からは、連結業績ベースで15%以上の配当性向をひとつの指標に定め、中期計画の実現によって情報機器事業及びオプト事業を中心として今後成長が見込まれるグループ業績に連動したかたちで可能な限り配当の増額を志向し、株主からのご理解とご支援に報いてまいります。

なお、当期の配当金につきましては、経営基盤整備のための統合費用やフォトイメージング事業の構造改革費用が一時的にグループ収益に影響を与えており、また当社を取りまく経営環境は引き続き厳しいものと予想されますが、上記の方針に従いまして、前期と同じく1株につき5円といたしました。（なお、昨年12月に中間配当金として1株につき5円を支払いましたので、年間として支払う配当金は1株につき10円となります。）

（注）当期の中間配当に関する取締役会決議日 平成16年11月11日

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月
最高(円)	1,135	965	993	1,708	1,644
最低(円)	447	560	663	932	1,055

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	平成16年 10月	11月	12月	平成17年 1月	2月	3月
最高(円)	1,566	1,419	1,374	1,405	1,327	1,304
最低(円)	1,393	1,292	1,192	1,297	1,205	1,055

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長	植 松 富 司	昭和 9 年 3 月 29 日生	昭和31年 4 月 同 57年 7 月 同 58年 7 月 同 58年12月 平成 2 年 6 月 同 8 年 6 月 同 13年 4 月 同 15年 6 月	当社入社 企画本部長 取締役 常務取締役 代表取締役専務取締役 代表取締役社長 代表取締役会長 取締役兼取締役会議長(現)	36
取締役	-	岩 居 文 雄	昭和14年 5 月 29 日生	昭和38年 4 月 平成 3 年 4 月 同 4 年 6 月 同 8 年 6 月 同 11年 6 月 同 12年 6 月 同 13年 4 月 同 15年 6 月	当社入社 情報機器事業本部機器販売事業部長 取締役 常務取締役 専務取締役 代表取締役専務取締役 代表取締役社長 取締役兼代表執行役社長(現)	49
取締役	-	太 田 義 勝	昭和16年12月28日生	昭和39年 4 月 同 62年 4 月 平成 3 年 6 月 同 7 年 6 月 同 11年 6 月 同 13年 4 月 同 15年 8 月	ミノルタカメラ株入社 同社複写機事業部複写機営業部長 同社取締役 ミノルタ株常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長兼執行役員 当社取締役兼代表執行役副社長(現)	37
取締役	-	藤 原 菊 男	大正15年 8 月 13 日生	昭和27年 4 月 同 54年 6 月 同 60年 6 月 同 62年 6 月 平成 2 年 6 月 同 4 年 6 月 同 10年 6 月 同 14年 6 月 同 15年 6 月	株式会社島津製作所入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社相談役 現在に至る 当社取締役(現)	
取締役	-	片 田 哲 也	昭和 6 年 10 月 15 日生	昭和28年 4 月 同 53年 3 月 同 58年 3 月 同 62年 3 月 同 63年 6 月 平成元年 6 月 同 7 年 6 月 同 11年 6 月 同 13年 6 月 同 15年 6 月 同 14年 6 月	株式会社小松製作所入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社取締役相談役 同社相談役特別顧問 現在に至る 当社取締役(現)	
取締役	-	井 上 礼 之	昭和10年 3 月 17 日生	昭和32年 3 月 同 54年 2 月 同 60年 2 月 平成元年 6 月 同 6 年 6 月 同 7 年 5 月 同 8 年 6 月 同 14年 6 月 同 15年 6 月	ダイキン工業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長兼社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長兼 C E O 現在に至る 当社取締役(現)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役	-	中山 悠	昭和12年12月8日生	昭和35年4月 同 60年6月 同 62年6月 平成元年6月 同 15年4月 同 16年6月	明治乳業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役社長 同社取締役会長 現在に至る 当社取締役(現)	1
取締役	-	東山 善彦	昭和13年11月17日生	昭和36年4月 平成3年6月 同 5年6月 同 7年6月 同 13年4月 同 13年10月 同 15年8月	株式会社神戸銀行入行 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 株式会社さくら銀行取締役退任 ミノルタカメラ株常務取締役 ミノルタ株専務取締役 同社専務取締役兼執行役員 同社取締役兼執行役員 当社取締役(現)	12
取締役	-	小板橋 洸夫	昭和16年10月15日生	昭和42年4月 同 63年11月 平成4年6月 同 8年6月 同 14年6月 同 15年6月	当社入社 感材生産本部第一開発センター長 取締役 常務取締役 取締役兼常務執行役員 取締役(現)	27
取締役	-	本藤 正則	昭和21年9月18日生	昭和44年4月 平成6年7月 同 11年6月 同 13年4月 同 15年8月	ミノルタカメラ株入社 ミノルタ株財務部長 同社取締役 同社取締役兼執行役員 当社取締役兼常務執行役(現)	14
取締役	-	河浦 照男	昭和19年3月20日生	昭和41年4月 平成12年6月 同 14年4月 同 14年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月	当社入社 執行役員コニカビジネスマシン(株) 代表取締役社長 当社メディカル&グラフィックカンパニープレジデント 常務執行役員 コニカメディカルアンドグラフィック(株) 代表取締役社長 当社常務執行役 コニカミノルタエムジー(株) 代表取締役社長 当社取締役兼常務執行役(現) 経営戦略室長兼 危機管理委員会委員長 危機管理委員会委員長(現)	14
取締役	-	石河 宏	昭和22年7月4日生	昭和46年7月 平成6年7月 同 13年4月 同 15年8月 同 16年6月	ミノルタカメラ株入社 ミノルタ株知的財産部長 同社執行役員 当社執行役 法務部長(現) 取締役兼常務執行役(現) コンプライアンス担当(現)	7
計						201

(注)1. 藤原菊男氏、片田哲也氏、井上礼之氏、中山悠氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める「社外取締役」であります。

2. 当社は委員会等設置会社であります。各委員会については、下表のとおりであります。（：委員長）

監査委員会	指名委員会	報酬委員会
片田哲也	井上礼之	藤原菊男
藤原菊男	片田哲也	井上礼之
中山悠	中山悠	中山悠
東山善彦	東山善彦	東山善彦
小板橋洸夫	小板橋洸夫	小板橋洸夫

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
代表執行役 社長		岩居文雄	昭和14年5月29日生	(1)取締役の状況参照		同左
代表執行役 副社長	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ株 代表取締役社長 経理部・財務部 ・IT企画管理部 担当	太田義勝	昭和16年12月28日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	経営戦略室・技術 戦略室担当 兼 危機管理委員会 委員長	本藤正則	昭和21年9月18日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	法務部(長)・ コンプライアンス 担当	石河宏	昭和22年7月4日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ株 常務取締役	河野盾臣	昭和18年12月26日生	昭和41年4月 平成9年5月 同9年6月 同13年4月 同15年8月 同15年10月 同16年6月	ミノルタカメラ株入社 ミノルタ(株)青報機器開発本部副本部長 同社取締役 同社取締役兼執行役員 当社執行役 コニカミノルタビジネス テクノロジーズ(株)取締役 当社常務執行役(現) コニカミノルタビジネス テクノロジーズ(株) 同社常務取締役(現)	9
常務執行役	経営監査室(長)担当	染谷義彦	昭和22年6月26日生	昭和46年4月 平成10年2月 同13年4月 同13年5月 同14年6月 同15年4月 同15年6月 同16年6月	株式会社三菱銀行入行 ユニオン・バンク・オブ・カリフ オルニア取締役副会長 株式会社東京三菱銀行退職 当社入社 取締役兼執行役員経理部担当 経営監査室長(現) 執行役 常務執行役(現)	12
常務執行役	総務部(長)・ 広報宣伝部担当 兼 関西支社長	藤井博	昭和18年7月28日生	昭和42年4月 平成5年4月 同7年6月 同13年4月 同13年10月 同15年8月 同15年10月 同16年4月 同16年6月	ミノルタカメラ株入社 Minolta Corporation社長 ミノルタ(株)取締役 同社常務取締役兼執行役員 同社取締役兼執行役員 当社常務執行役(現) コニカミノルタカメラ(株) 代表取締役社長 コニカミノルタフォトイメージング(株) 代表取締役副社長 当社総務部長兼関西支社長(現)	8
常務執行役	人事部(長)担当	堀利文	昭和22年1月7日生	昭和46年4月 平成14年6月 同15年6月 同17年4月	当社入社 執行役員 人事部長(現) 執行役 常務執行役(現)	2
常務執行役	コニカミノルタ オプト株 代表取締役社長	松丸隆	昭和27年3月8日生	昭和51年4月 平成14年10月 同15年4月 同15年6月 同15年10月 同16年6月	当社入社 執行役員オプト&EMテクノロジ 一カンパニープレジデント コニカオプト株代表取締役社長 当社執行役 コニカミノルタオプト株 代表取締役社長(現) 当社常務執行役(現)	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
常務執行役	コニカミノルタ フォトイメージング株 代表取締役社長	宮 地 剛	昭和23年1月3日生	昭和45年4月 平成8年5月 同 13年3月 同 13年4月 同 14年6月 同 15年6月 同 16年6月	株式会社三和銀行入行 同行デュッセルドルフ支店長 同行退職 当社入社 取締役兼執行役員経営戦略室長 執行役 当社常務執行役(現) コニカミノルタフォトイメージング株 代表取締役社長(現)	9
常務執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ株 常務取締役	山 名 昌 衛	昭和29年11月8日生	昭和52年4月 平成14年7月 同 15年8月 同 15年10月	ミノルタカメラ株入社 同社執行役員経営企画部長 当社常務執行役(現) コニカミノルタビジネス テクノロジーズ株常務取締役(現)	2
執行役	コニカミノルタ ビジネスエキス パート株 代表取締役社長	大 浦 三 治	昭和25年2月6日生	昭和47年4月 平成13年4月 同 15年8月 同 16年6月	ミノルタカメラ株入社 同社執行役員企画本部副本部長 当社執行役(現) 人事部人事統合P Tリーダー コニカミノルタビジネスエキスパート株 代表取締役社長(現)	3
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ株 取締役	岡 村 秀 樹	昭和25年6月16日生	昭和48年4月 平成3年10月 同 13年6月 同 15年10月 同 16年4月 同 17年4月	ミノルタカメラ株入社 Minolta France S.A.社長 ミノルタ株執行役員 Minolta Corporation社長 コニカミノルタカメラ株取締役 コニカミノルタフォトイメージング株 取締役 Konica Minolta Photo Imaging U.S.A., Inc.社長 当社執行役(現) コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ株取締役(現) Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH社長(現)	4
執行役	環境安全・品質管 理部長 兼 技術戦略室長	小 野 寺 薫	昭和21年7月24日生	昭和49年4月 平成14年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月	当社入社 執行役員技術センター長 コニカテクノロジーセンター株 代表取締役社長 当社執行役(現) コニカミノルタテクノロジーセンター株 代表取締役社長 当社技術戦略室長(現) 環境安全・品質管理部長(現)	10
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ株 常務取締役	木 谷 彰 男	昭和23年8月1日生	昭和47年4月 平成13年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月	ミノルタカメラ株入社 ミノルタ株執行役員 Minolta Europe GmbH社長 コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ株取締役 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH社長 当社執行役(現) コニカミノルタビジネス テクノロジーズ株常務取締役(現)	2
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ株 取締役	児 玉 篤	昭和24年9月19日生	昭和48年4月 平成8年6月 同 17年4月	当社入社 Konica Bureautique S.A.社長 当社執行役(現) コニカミノルタビジネス テクノロジーズ株取締役(現)	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	コニカミノルタ フォトイメージング株 取締役	齋 藤 知 久	昭和24年1月18日生	昭和53年11月 平成12年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月	当社入社 執行役員コンシューマーイメージ ングカンパニー C I 販売事業部ア ジア・日本販売統括部長兼コニカ マーケティング株代表取締役社長 コニカフォトイメージング株 取締役 当社執行役(現) コニカミノルタフォトイメージング株 取締役 同社常務取締役 コニカミノルタフォトイメージング株 取締役(現) Konica Minolta Photo Imaging U.S.A., Inc.社長(現)	3
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ株 常務取締役	杉 山 高 司	昭和25年11月21日生	昭和49年4月 平成13年10月 同 15年10月 同 17年4月	ミノルタカメラ株入社 同社第1開発センター長 コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ株取締役 当社執行役(現) コニカミノルタビジネス テクノロジーズ株常務取締役(現)	0
執行役	コニカミノルタ エムジー株 代表取締役社長	谷 田 清 文	昭和26年3月17日生	昭和48年4月 平成14年6月 同 17年4月	当社入社 経理部長 執行役(現) コニカミノルタエムジー株 代表取締役社長(現)	1
執行役	コニカミノルタ センシング株 代表取締役社長	古 川 博	昭和23年2月21日生	昭和45年4月 平成13年4月 同 15年8月 同 15年10月	ミノルタカメラ株入社 同社執行役員計測機器事業部長 当社執行役(現) コニカミノルタセンシング株 代表取締役社長(現)	5
執行役	コニカミノルタ テクノロジー センター株 代表取締役社長	松 崎 正 年	昭和25年7月21日生	昭和51年4月 平成10年5月 同 15年10月 同 17年4月	当社入社 情報機器事業本部システム開発統 括部第一開発センター長 コニカミノルタビジネス テクノロジーズ株取締役 当社執行役(現) コニカミノルタテクノロジーセンター株 代表取締役社長(現)	8
執行役	経営戦略室長	松 本 泰 男	昭和23年8月20日生	昭和56年7月 平成12年7月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月	当社入社 Konica Business Technologies U.S.A. Inc.社長 コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ株取締役 Konica Minolta Business Solutions U.S.A. Inc.社長 当社執行役(現) 経営戦略室長(現)	10
計						221

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題ととらえ、これまでに数々の経営機構の改革に取り組んでまいりました。また、「コニカ・ミノルタの経営統合」後も、経営の監督と執行の分離を「委員会等設置会社」運営の中で進め、更なる経営の透明性・効率性に努力してまいりました。

取締役会はじめ3つの委員会（監査委員会・指名委員会・報酬委員会）の運営にあたってもこの考え方のもと、更に機能強化に取り組み、課題検討とともに諸施策を実行してまいりました。

1) 「持株会社制」の導入

当社は平成15年4月にこれまで営んできた全事業を分社し、「持株会社制」へ移行いたしました。これは、グループ経営の意思決定と各事業の業務執行を明確に分離し、各事業会社の事業責任と同時に権限を大幅に委譲することによって、グループ全体の競争力を強化することを狙いとしたものです。

同年8月のミノルタ株式会社との経営統合、そして10月の事業再編を経て、純粋持株会社である当社のもと、6つの事業会社と2つの共通機能会社を置く体制としました。持株会社である当社は、グループ経営計画並びに経営戦略の策定、戦略的提携の実施、新規事業の育成、事業ポートフォリオ経営の推進などを行います。また、人材・財務・技術などグループ経営資源の最適配分や、コンプライアンス、ブランドマネジメント、環境・品質、IT、業績評価などを通してグループ経営を推進するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることで、グループ全体の企業価値の最大化に努めてまいります。一方、分社した事業会社・共通機能会社は、それぞれの事業領域の中で顧客密着型の事業展開を図り、明確な事業責任とスピーディな意思決定を行うことで、市場競争力をより一層強化しております。

2) 「委員会等設置会社」の導入

当社はこの経営統合に機を合わせ、取締役会の中に監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置する「委員会等設置会社」へと移行いたしました。経営の監督と執行の役割を分離して経営の透明性と公平性を高めるとともに、執行役には大幅に権限を委譲することによって意思決定のスピードを上げることを狙いとしております。

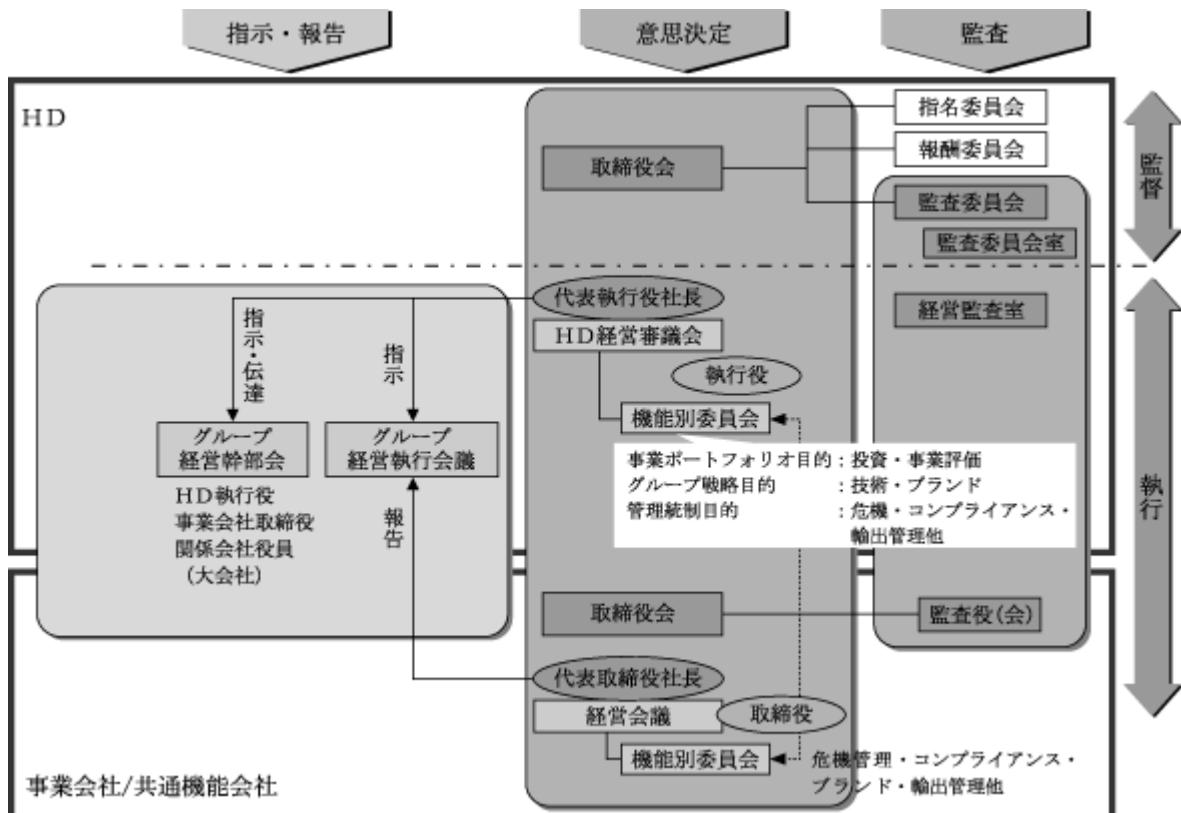
同時に、平成14年度から制度導入している社外取締役の員数を2名から4名に増員いたしました。委員会の委員長は全て社外取締役で構成されており、それら社外取締役はいずれも当社と直接利害関係はありません。更にいずれの委員会にも代表執行役が属さないという、最も先進的で、かつ透明性の高いガバナンス体制を構築いたしました。

日本では、これら「分社化・持株会社制」と「委員会等設置会社」の2つの制度を同時に採用している企業はまだ少数ですが、当社にとっては企業価値を高めるために最も適した企業形態であると考えております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況

1) 会社の機関の基本説明

当社は委員会等設置会社を採用しており、経営監督と経営執行の分離の理念に基づき、取締役会は日常的な業務執行は行わず、経営監督機能と重要な経営方針の決定などに徹し、適切かつ効率的な経営を行っております。



(注) 文中及び図中にある「HD」とは持株会社である当社の略であります。

イ) HD取締役会

当社グループの最高意思決定機関であり、業務執行の監督を行います。12名の取締役のうち、3分の1は当社とは直接利害関係のない社外取締役で構成されています。また、取締役会議長や社外取締役の4名を含め7名の取締役は執行役との兼務をせず、これによって経営の監督と執行の機能分担をより明確にした体制をとっています。

ロ) 監査委員会・指名委員会・報酬委員会

取締役会の中に監査、指名、報酬の3委員会を設置しております。それぞれ5名の取締役からなり、いずれの委員会もその過半数は社外取締役で構成されております。

ハ) HD経営審議会

HD代表執行役社長は取締役会より委譲された権限の範囲の中で経営執行のための意思決定を行います。HD経営審議会はそのHD代表執行役社長の意思決定をサポートする機関として、グループ経営上の重要事項の審議を行います。HDの代表執行役及び常務執行役を常任メンバーとし、原則月2回開催することとしております。

二) 各種委員会

当社グループにとって経営横断的な事項につきましては、各種委員会を設置して経営審議会への答申を行う体制を整備しております。

当社は、個々の事業ごとに常にその位置付けを最適化し、グループ全体の持続的安定的成長を図っていくため、事業ポートフォリオ経営を推進することをグループ経営の基本方針としております。これを徹底・強化するため、投資評価委員会、事業評価委員会を設置し、株主から託された資本を効果的に使い、その投資に対するリターンを最大化する視点でのモニタリングを行っております。

また、当社グループの競争力を強化するため、グループ技術戦略会議、ブランドマネジメント委員会を設置し、全社視点からのグループ戦略の推進を行っております。加えて、グループ経営に対する監査・監督機能を強化するため、監査委員会には選任スタッフからなる定常組織を設置しております。また、危機管理委員会、コンプライアンス委員会を設置するとともに、内部監査部門としての経営監査室を置くなどグループ内統制システムを充実させ、監査委員会が有効かつ適切に監査業務を遂行できる体制を整えております。

2) 監査委員会監査及び内部監査、会計監査の状況

イ) 監査委員会について

当社は、委員会等設置会社であるため、監査役ではなく「監査委員会」を設置しております。

監査委員会は、5名の取締役によって構成され、うち3名は社外取締役であります。また、監査委員会を補佐する独立した事務局として、常任スタッフ2名からなる「監査委員会室」を設置しております。

監査委員会は、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムのレビュー、会計監査人のレビュー・選任・解任の有無の決定を行っております。

口) 内部監査について

当社は、HD代表執行役社長直轄の組織として、当社のみならずグループ全体の内部監査機能を担う「経営監査室」を設置しております。常務執行役である経営監査室長を中心に総勢8名で、公認内部監査人(CIA)の有資格者が2名、内部監査士(QIA)の有資格者が3名おります。

経営監査室は、当社の「内部監査規則」に則り、監査計画を作成した上で、財務報告の信頼性、業務の効率性・有効性、法令遵守の観点からのリスクアプローチによる監査を実施しております。

これまで、経営監査室では、国内の事業会社、共通機能会社(いざれもそれらの子会社を含める)及び当社自身の監査を一通り終了し、現在は、監査指摘事項に対してどのような改善取り組みを行っているかを確認するフォローアップ監査と、海外の主要関係会社に対する経営監査室のスタッフによる現地往査を実施中であります。

また、経営監査室は、監査対象会社ごとに、監査終了後、その結果を監査報告書にまとめ、執行役社長に報告を行い、同時に監査委員会にも報告を行っております。

ハ) 監査委員会監査、内部監査及び会計監査の相互連携について

当社は、委員会等設置会社で監査委員会を設置しておりますが、傘下の事業会社・共通機能会社はそれらの子会社を含めて、全て監査役設置会社であり、うち大会社については常勤監査役を設置しております。当社ならびに傘下の大会社は、会計監査を外部の会計監査人に依拠していることから、監査委員会(室)、経営監査室、事業会社・共通機能会社(それらの子会社を含む)の監査役及び会計監査人とは、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連係・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

具体例として、監査委員会(室)、経営監査室、監査役は、会計監査人による監査報告会に出席し、監査報告書の「写し」は必ず入手しております。また、経営監査室が作成した監査報告書は、監査委員会に報告することは勿論、必要に応じて、監査役、会計監査人にも「写し」を配付しております。

また、監査委員会、経営監査室、監査役は、3ヶ月に一度の割合で、コニカミノルタグループ監査連絡会議を開催し、情報伝達・交換、各々の知識・経験の共有化、監査精度の向上を図っております。

二) 業務を執行した公認会計士

当社は、当社グループの商法監査と証券取引法監査について、中央青山監査法人と監査契約を締結しております。当年度において、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士)

指定社員 業務執行社員 鈴木 幸一

指定社員 業務執行社員 鈴木 一夫

指定社員 業務執行社員 大田原 吉隆

なお、鈴木一夫氏については、当社の財務書類について連続して監査関連業務(公認会計士法第24条の3に規定する監査関連業務)を行っている期間が11会計期間となっております。

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士16名、その他14名の計30名となっております。

3) コンプライアンス

当社グループではコンプライアンスの対象を法令のみに限定せず、企業活動を行うにあたって、適用ある法令をはじめ、企業倫理(役員や従業員が企業活動において遵守すべき社会から要請される道徳規範・社会規範)、社内規則類(策定した自らの行動を律する規則類)を遵守することと捉え、これら全てに取り組んでおります。具体的には、グループの行動憲章・行動指針を制定し、これを遵守することで企業価値の向上を図り、株主を始めとしたステークホルダーの方々の信頼を得られるよう努めております。加えて、HD取締役会決議により、コンプライアンス担当執行役の任命・推進支援部署の選定・コンプライアンス委員会の設置を行っており、役員が率先してコンプライアンスを推進する体制を築いております。また、グループ全体のコンプライアンスの相談窓口としてのヘルplineも設置しております。

(3) 社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について 該当事項はありません。

(4) 当年度における取締役会及び委員会の活動状況

当年度における取締役（社外取締役を含む）の取締役会・委員会への出席率は95%を超え、それぞれの活動の充実が図られています。月1回行われる取締役会では、年間を通しての重要な事業執行の報告を通じ経営の監督を行う一方、重要な経営方針（中期経営計画等）の決定にあたっては数回の審議のほかに、代表執行役と社外取締役の意見交換の場を持って対応してまいりました。

監査委員会は毎月開催し、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムのレビューと必要な場合は正勧告、会計監査人監査のレビューを厳格に行いました。

指名委員会においては、社外取締役の選任にあたって独立性を必須とする取締役選定基準に基づき、次期取締役候補者の選定を行うとともに、執行役の選定にあたっては取締役会決議を前に、選定のプロセス・選定の理由等について報告を受け、チェックを行いました。

報酬委員会においては、役員の個別の報酬の決定に先立ち、報酬体系の確認と改善に努力しております。当年度におきましては、退任時報酬廃止の方向性を確認しつつ、一方で長期インセンティブの要素を兼ね備える株式報酬型ストックオプションの導入を検討してまいりました。

これらの活動が、より透明性の高いガバナンス体制となって企業価値向上に繋がるよう経営努力を続けてまいります。

(5) 役員報酬の内容

1) 取締役及び執行役が受ける報酬額等の決定に関する方針

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるべく役員の継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、かつ同業他社と比較しても優位な人材の確保・維持できる水準を目標とし当社企業グループ総体の価値の増大に資することを目的とします。その主旨に沿い報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬体系の見直しを行いました。ポイントは短期インセンティブとしての業績連動報酬の見直し、長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションの導入、退任時報酬の廃止、取締役の業績連動報酬の廃止等であります。金銭による退任時報酬を廃止し、株式報酬型ストックオプションを導入することにより、株価及び中長期的な連結業績への感度をより上げ、株価変動のメリット、リスクを株主様と共有することにより企業価値向上及び株価上昇への士気を高めることを目的としたものです。報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を第101回株主総会での「株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」の議案の承認を条件に以下のとおりとすることを決めておりましたが、議案が承認されましたので同方針は以下のとおり確定いたしました。報酬委員会は、この方針により取締役及び執行役が受ける個人別の報酬を決定するものであります。

イ) 報酬体系

取締役については、経営の監督の立場から短期的な業績反映部分を排し、「固定報酬」と中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストックオプション」で構成する。なお、社外取締役については「固定報酬」のみとする。

執行役については、「固定報酬」の他、短期のグループ業績及び担当する事業業績をも反映する「業績連動報酬」と、中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストックオプション」で構成する。

- ロ) 「固定報酬」は、常に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位別に妥当な水準を設定する。
- ハ) 「業績連動報酬」は、短期（年度）業績目標の達成度に応じ支給額を設定する。目標は当面、利益に重点を置く。
- 二) 「株式報酬型ストックオプション」は従来の金銭での退任時報酬の廃止に伴い、より中長期的視点での業績の反映と、より株主視点に立てる株価連動報酬としての意味を狙ったものである。権利付与対象者を社内取締役及び執行役とし、権利付与数はグループ業績、担当する個々の事業業績の目標達成度を加味して対象者毎に決定する。
- ホ) 執行役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬型ストックオプション」は各報酬の最大支給時点で凡そ60：20：20を目安とする。

なお、経営環境の変化に対応して報酬水準、報酬構成等について適時・適切に見直しを行っていく。

廃止される従来の退任時報酬は、報酬委員会において当社における一定の基準による相当額の範囲内で個人別金額を決定し、各役員の退任時に支給する予定であります。

下記2)「取締役及び執行役に支払った報酬等の額」に記載の報酬等に関しては、上記の方針ではなく、従来の方針に基づき決定しております。

2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の額

当年度における当社の取締役及び執行役に支払った報酬等の額は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額	(百万円)	
			固定報酬	変動報酬
取締役	社外	5名	31	28 3
	社内	3名	131	122 9
	計	8名	163	151 12
執行役	役付	17名	450	396 54
	その他	(*) 17名	206	170 35
	計	29名	657	566 90

(注) 1. 上記報酬支給人員のうち、取締役1名・執行役9名(役付5名、その他4名)は当年度中に退任したものであり、期末日(平成17年3月31日)現在の人員は、取締役7名(社外4名、社内3名)、執行役20名(役付12名、その他8名)であります。

(*) その他の執行役17名のうち、5名は当年度中に役付執行役に昇任したものです。
2. 社内取締役は、上記3名のほかに5名(いずれも役付執行役兼務)おりますが、その者は取締役としての報酬は得ておりません。

上記のほか、報酬委員会決議に基づく退任時報酬の支払いがあります。

- ・取締役退任時報酬(1名) 3百万円
- ・執行役退任時報酬(9名) 177百万円

(6) 監査報酬の内容

当社及び連結子会社が会計監査人である中央青山監査法人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支払額(百万円)
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	120
上記の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	113
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	42

(注) については、商法特例法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分していないため、合計額を記載しております。